

平成 30 年（2018 年）2 月 8 日
政 策 会 議 資 料
市 民 部 市 民 総 務 室

消費者行政の推進について

1 趣 旨

消費生活センター（以下「センター」といいます。）の役割を再検討した結果、下記のとおり見直しを行い、市民に身近な基礎自治体の窓口として、消費生活におけるセーフティネットの役割の強化を図ります。

(1) 直営による運営

これまで指定管理者が行うことができる業務として位置付けていた啓発や情報提供などについても、相談業務との連携を図るため、直営で行うこととし、センターが持つ高い専門性をさらに活かします。

また、引き続き消費者団体や市の各部局、警察など各関係機関と連携・協力しながら、市民に対する情報提供や啓発を進めます。

(2) 相談スペースの充実

高齢者をはじめとする市民の個別相談に一層注力する必要があることに加え、消費に関することに限って貸し出してきた会議室の利用団体数及び利用率が低下していることや、貸会議室などの設備を持ち市民公益活動を行う団体の活動を支援する吹田市立公益活動センター（ラコルタ）が近年開設したことなどから、センターにおいては、貸室業務を行わないこととし、個別相談スペースの充実を図ります。

2 見直しの背景及び理由

昭和 55 年（1980 年）のセンター開設から 40 年近くが経過し、インターネットの普及や高齢者を狙った特殊詐欺の増加など、市民生活を取り巻く状況は、大きく変化しました。

センターが行っている相談業務においても、相談内容が複雑化し、相談者に占める高齢者の割合が増加するなど、その予防・解決が一層困難になっており、同種被害が多発しやすいことから、行政が主体となって、これまで以上に積極的に消費者問題に取り組むことの必要性が年々増しています。

3 パブリックコメントの実施について

(1) 実施期間

平成29年（2017年）12月28日から平成30年（2018年）1月31日

(2) 提出意見

15件（7通）

＜主な意見＞

- ・「利用率が低下しているという理由で貸会議室を廃止することはできない」
- ・「センターが市の直営になることには賛成」

4 今後の予定

(1) 平成30年（2018年）2月定例会

平成30年度当初予算及び吹田市立消費生活センター条例改正提案

(2) 平成30年（2018年）5月末

会議室の貸出し予約終了

(3) 平成30年（2018年）8月末

会議室の貸出し終了

(4) 平成30年（2018年）9月1日

「吹田市立消費生活センター条例の一部を改正する条例及び同条例施行規則」
施行